

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	26	府 省 庁 名		経済産業省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長				
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7%）が選択適用できる。 ・ 特例措置の内容 適用期限を 2 年間延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。				
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9				
減収見込額	[初年度] 精査中 (▲53,900) [平年度] 精査中 (▲53,900) [改正増減収額] — (単位：百万円)				
要望理由	（１）政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 （２）施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が 100 億円を超える中小企業（100 億企業）の創出を推進するため、100 億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置等を創設し、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。				
本要望に対応する縮減案	—				

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～（令和6年6月21日） 第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行 1. デフレ完全脱却の実現に向けて 企業の稼ぐ力については、人手不足への対応として、業績改善にもつながるデジタル化や省力化投資の取組を支援するとともに、生産性の持続的な向上に向けて、中堅・中小企業の設備投資、販路開拓、海外展開等の取組を後押しする。 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化 売上100億円以上への成長を目指す中小企業について、関係省庁が連携するビジョンの策定及び地方公共団体や支援機関による支援体制の構築を行いつつ、それらの設備投資、M&A・グループ化等を促進する。																																								
		政策の達成目標	我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実業活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 労働生産性を2020年度比で5%向上																																								
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）																																								
		同上の期間中の達成目標	労働生産性を2020年度比で5%向上																																								
		政策目標の達成状況	令和5年度における中小企業者等の労働生産性は2020年度比で4.4%向上となっている。中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。 （単位：百万円） 中小企業の労働生産性の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>労働生産性</th></tr></thead><tbody><tr><td>2003年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2004年度</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2005年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2006年度</td><td>5.25</td></tr><tr><td>2007年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2008年度</td><td>5.15</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>5.25</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>5.30</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>5.35</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>5.40</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>5.45</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>5.50</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>5.60</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>5.55</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>5.50</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>5.20</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>5.35</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>5.43</td></tr></tbody></table> （出典）財務省「法人企業統計」より財務課集計 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※労働生産性＝付加価値（当期末）÷期中平均従業員数（当期末） ※付加価値（当期末）＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純利益	年度	労働生産性	2003年度	5.20	2004年度	5.15	2005年度	5.20	2006年度	5.25	2007年度	5.20	2008年度	5.15	2009年度	5.20	2010年度	5.25	2011年度	5.30	2012年度	5.35	2013年度	5.40	2014年度	5.45	2015年度	5.50	2016年度	5.55	2017年度	5.60	2018年度	5.55	2019年度	5.50	2020年度	5.20	2021年度	5.35
年度	労働生産性																																										
2003年度	5.20																																										
2004年度	5.15																																										
2005年度	5.20																																										
2006年度	5.25																																										
2007年度	5.20																																										
2008年度	5.15																																										
2009年度	5.20																																										
2010年度	5.25																																										
2011年度	5.30																																										
2012年度	5.35																																										
2013年度	5.40																																										
2014年度	5.45																																										
2015年度	5.50																																										
2016年度	5.55																																										
2017年度	5.60																																										
2018年度	5.55																																										
2019年度	5.50																																										
2020年度	5.20																																										
2021年度	5.35																																										
2022年度	5.43																																										

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 22,434件 令和8年度 22,389件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（ファイナンス・リースも含む）に適用を可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。 中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できることとされている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等（機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア）を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。

		(兆円) 設備投資額の推移（年間） <table border="1"> <caption>設備投資額の推移（年間）データ（兆円）</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>37.0</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.0</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.0</td><td>10.8</td></tr> <tr><td>2022</td><td>31.0</td><td>11.9</td></tr> <tr><td>2023</td><td>34.0</td><td>12.6</td></tr> </tbody> </table> 資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。	年	大企業	中小企業	2006	37.0	12.9	2007	39.0	14.3	2008	37.0	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.0	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.0	11.4	2019	34.0	11.2	2020	33.0	10.7	2021	30.0	10.8	2022	31.0	11.9	2023	34.0	12.6
年	大企業	中小企業																																																									
2006	37.0	12.9																																																									
2007	39.0	14.3																																																									
2008	37.0	12.9																																																									
2009	30.0	9.1																																																									
2010	25.0	9.6																																																									
2011	25.0	9.4																																																									
2012	25.5	9.2																																																									
2013	25.0	9.0																																																									
2014	26.0	9.8																																																									
2015	28.0	10.7																																																									
2016	29.0	11.3																																																									
2017	30.0	11.4																																																									
2018	32.0	11.4																																																									
2019	34.0	11.2																																																									
2020	33.0	10.7																																																									
2021	30.0	10.8																																																									
2022	31.0	11.9																																																									
2023	34.0	12.6																																																									
これまでの要望経緯	平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、 中小企業経営強化税制として新設 （適用期間は平成 31 年 3 月末まで） 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 （適用期間は令和 3 年 3 月末まで） 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象に テレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行 った上で、延長 （適用期間は令和 5 年 3 月末まで） 令和 5 年度 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象資産からコ インランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く） の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く																																																										